



企業知財担当者必見！

元特許庁商標課長が教える

知財に役立つオンラインセミナー

受講
無料

商標の審判制度について ～特に不使用取消審判～

日時：2024年 3月13日(水) 13:00~13:30

商標の審判制度について（特に不使用取消審判）

- ・ 商標の審判制度の概要（想定事例から）
- ・ 不使用取消審判制度
- ・ 請求人側の留意点
- ・ 被請求人側の留意点
- ・ その他

セミナー内容

概要

年間の商標登録出願件数約17万件、現存する商標登録件数約218万件的日本において、審査の再チャレンジや登録商標へのアタックの機会である審判制度の利用は相対的に少ないといえます。

その理由としては、費用・時間がかかることや同業者間での争いをあまり好まない風土などがありますが、制度・手続への理解が十分でないことも一因としてあるかもしれません。

本セミナーでは、特許庁で長年、商標の審査・審判の実務や行政に携わった後、弁理士として経験を積んできた講師が、企業で商標を担当して間もない方や個人で事業を行っている方のために、商標審判制度の概要と、特に不使用取消審判について、具体的事例なども紹介しながら、要点を分かり易く説明します。

セミナー講師

青木 博文

弁理士法人坂本国際特許商標事務所
副所長 弁理士

経歴

特許庁
商標審査官
審判官
審査業務部審査長
審査業務部商標課長
審判部第35部門（商標）上席部門長



セミナーに関するお問い合わせは下記のメールアドレスまたは電話番号までご連絡ください。

弁理士法人坂本国際特許商標事務所

email seminar@sakamotopat.com

電話番号 03-5919-3041

[お申し込みはこちらから](#)



[お申し込みフォーム](#)